輸出証明書手数料の電子納付方法

参考リンク

証明書手数料に係るFAQ

農林水産物・食品の輸出証明書の発行手数料について

令和7年3月24日

2025年4月1日申請分以降、**国（国税局,厚生局,農政局,水産庁）が発行する輸出証明書**の内、一元的な輸出証明書発給システムを利用して申請するものについては、輸出証明書手数料の電子納付（ペイジー（Pay-easy）対応のATMまたは、インターネットバンキングによる支払い）が可能です。

電子納付



ペイジー対応ATMまたはインターネットバンキングによる支払い。

手数料の納付の対象となる輸出証明書は下記のとおりです。

- ▷ **衛生証明書**
- ▷ **自由販売証明書**
- ▷ **漁獲証明書等**
- ▷ **その他の輸出証明書**
  （ブラジル又はオーストラリア向けの酒類に係る輸出証明書、オーストラリア向けかきの原産地証明書、ブラジル向け清涼飲料水等の原産地証明書等）

※農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別表1に基づき発行される証明書であること。

電子納付にあたってのシステムの操作方法

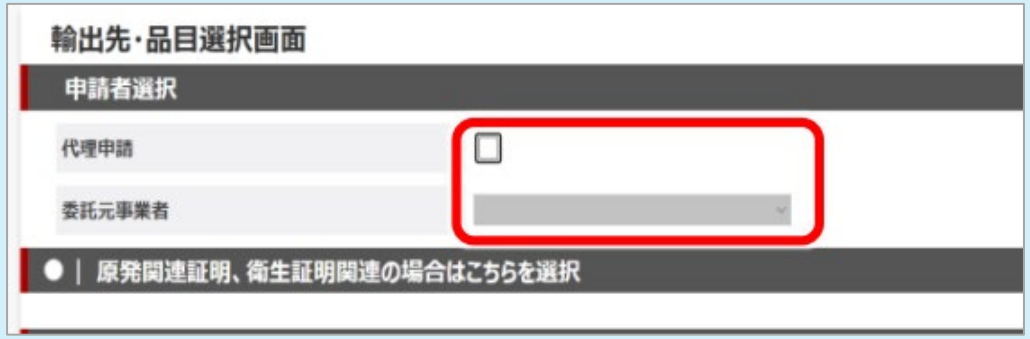
申請時に手数料納付方法選択にて「電子納付」を選択することで、手数料の電子納付が可能です。

申請の流れ

手数料納付方法選択にて
電子納付を選択

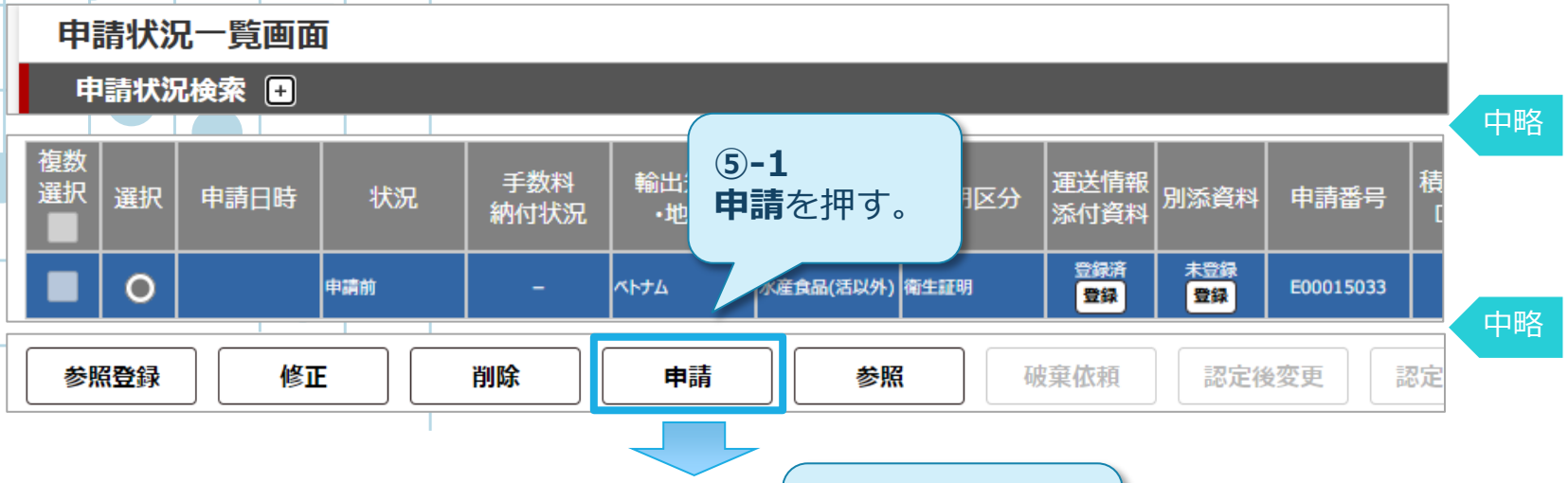
① 新規登録 → ② 国・品目選択 → ③ 申請書入力 → ④ 別添資料の登録 → ⑤ 申請 → ⑥ 手数料納付 → ⑦ 審査・認定

代理申請の際は、②国・品目選択時に、
代理申請を選択して申請するようお願いします。



⑤申請

申請時に手数料納付方法を選択します。





⑤-4
ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称を入力する。

※**申請事業者名（委託を受けて申請する場合は、委託元事業者名）**を入力してください。
※**半角カナ大文字**又は**半角英数字大文字**で入力してください。



補足

メモ

- **注意**　申請先を間違えて納付した場合の返金対応はいたしかねますのでご注意ください。
- 2回目の申請以降は、「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」欄に、1回目に入力した名前が表示されます。
- 手数料の納付が確認されない場合、申請先での審査は行いません。
  申請後、速やかに手数料の納付をお願いします。



申請後「手数料納付状況ステータス」の確認

申請状況ステータス	意味
ー	納付方法が決まっていない状況です。
電子納付登録依頼中	申請者が納付方法を電子納付に選択して申請を行い、納付番号等の連携を待っている状況です。
電子納付待ち	電子納付用の納付番号等が連携され、納付が可能となった状況です。
電子納付済	申請者がPay-easyで手数料の納付を完了させた状況です。
電子納付期限切れ	申請者が納付番号発行後に、1年（365日）以内の納付を行わず納付期限切れとなった状況です。

〇申請後に申請状況一覧画面から、手数料納付が必要な申請情報を検索してください。

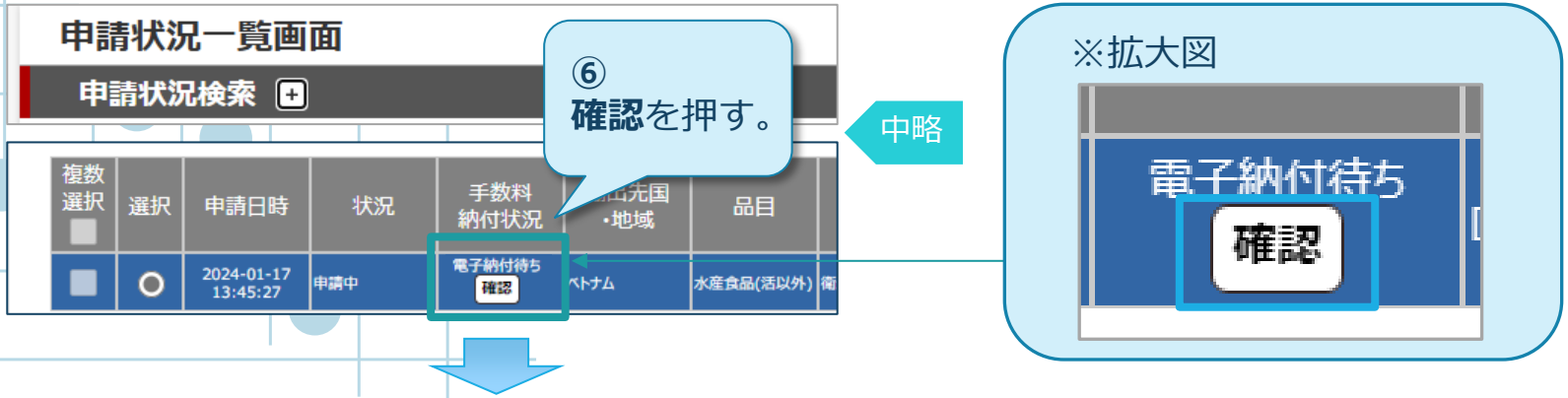


※「電子納付登録依頼中」のステータスからの遷移に数分かかる場合があります。



⑥手数料納付

申請時に手数料納付方法を選択します。





ペイジー対応のATM、インターネットバンキングのいずれの支払い方法でも、**手数料等登録情報**が必要になります。
この画面は印刷可能です。

納付に必要な**手数料等登録情報**は、一元的な輸出証明書発給システム上や、申請者宛てに通知されるメールにて確認可能です。

申請手数料	￥870-
手数料納付状況	2025年3月14日電子納付済
手数料納付先	農林水産省

納付後「〇月●日電子納付済」にステータスが変更します。

ペイジーによる納付の方法

ATM

ペイジー対応ATMがある金融機関を確認します。
※ペイジーは、コンビニ窓口・コンビニの共用ATMでは使えません。
ATMのメニューからペイジーを選択、手数料等登録情報を入力、確認画面で確認を行い、支払いが完了します。

インターネットバンキング

ペイジー対応金融機関のインターネットバンキングにログインします。
インターネットバンキングのメニューからペイジーを選択、手数料等登録情報を入力、確認画面で確認を行い、支払いが完了します。

ペイジーの使い方の詳細は下記ホームページをご参照ください。

外部リンク ⇒ **ペイジーの使い方 | いつでも、どこでも、ペイジー。（pay-easy.jp）**

申請先が地方公共団体の場合
一元的な輸出証明書発給システムを用いての電子納付を行うことができません。
手数料の金額や納付方法については、申請先の地方公共団体にご確認をお願いします。

※申請先が地方公共団体の場合、
手数料納付状況は「対象外」と表示されます。

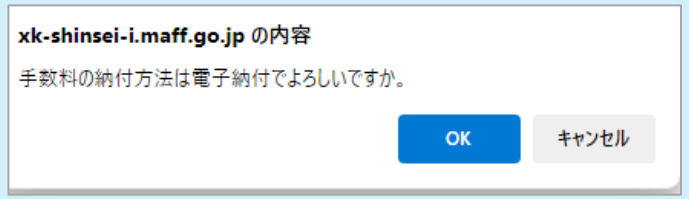


申請後の手数料納付方法の変更

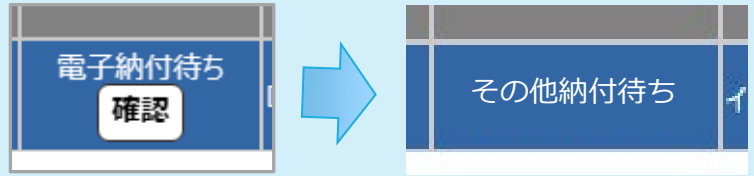
手数料の納付前であれば、申請者自身で手数料の納付方法の変更が可能です。



納付方法を変更すると、
確認のポップアップが表示されます。



※拡大図





よくある質問

抜粋先リンク ⇒ 証明書手数料に係るFAQ

Q1 手数料納付が必要になるのはどのような証明書ですか。

令和7年4月1日から手数料納付の対象となる証明書は、輸出促進法に基づき、国が発行する輸出証明書です。（原発関連証明書を除く。）
都道府県や保健所等の自治体が発行する場合、その手数料の額や納付方法等は異なりますので、自治体にご確認ください。

Q24 ペイジーでの納付に必要な納付番号はどの時点で分かりますか。

一元的な輸出証明書発給システム上での申請が完了したタイミングで納付番号が発行されます。納付番号は申請状況一覧画面の「手数料納付状況」欄、またはシステムから通知されるメールにて確認をお願いします。

Q25 ペイジーでの手数料の納付にあたっては、法人の銀行口座ではなく、担当部署の口座、あるいは担当者個人の銀行口座から納付を行うことは可能ですか。また、委託を受けて申請する場合、委託元と委託先のどちらの口座から納付が必要ですか。

担当部署の口座や個人の口座、委託元、委託先のいずれの口座からもお支払いは可能です。なお、社内の経理処理上問題ないかという点については、別途ご確認をお願いします。

Q26 「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」の入力欄に、申請事業者名以外（個人名等）を入力しても良いですか。また、委託を受けて申請する場合、委託元の名称を記載することとなっていますが、委託先の名称を併記することは可能ですか。

「ペイジー料金振込画面のお名前欄に表示する名称」の入力欄には、申請事業者名（委託を受けて申請する場合は、委託元事業者名）の入力をお願いします。委託先の名称の併記は不可となります。

Q28 手数料の納付を行った場合、領収書は発行されますか。

領収書の発行は行っておりません。
電子納付の場合は、通帳やインターネットバンキングの取引明細から、支払履歴を確認することができますので、そちらをご活用ください。
なお、一元的な輸出証明書発給システムでも、以下の手順により納付に係る情報（手数料納付確認画面）の確認が可能です。
メインメニュー＞輸出証明書発給＞申請状況一覧画面＞確認（「手数料納付状況」欄）

留意事項

本手数料は、審査における手数料も含まれます。

申請の取下げ等の理由により、認定が行われなかった場合であっても、

一度納付された手数料は返金いたしませんので、ご留意ください。